

定額減税の調整給付金及び電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金(令和6年度)の支給を開始します！

令和6年度実施の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に、「調整給付金」を支給します。
また、物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯を支援するため、令和6年度新たに世帯全員の個人住民税が「非課税」又は「均等割のみ課税」となった世帯へ給付金を支給します。

調整給付金(定額減税しきれないと見込まれる方への給付)

1 対象者

横浜市から令和6年度の個人住民税が課税されている方(一部例外あり)のうち、**定額減税可能額*が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方。**

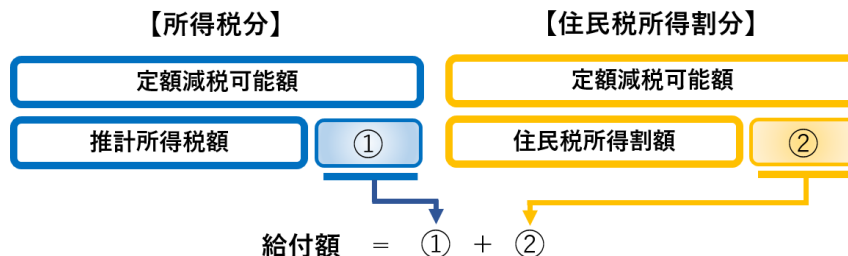
ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

※定額減税可能額 【所得税分】 3万円 × 減税対象人数
【住民税所得割分】 1万円 × 減税対象人数
(減税対象人数 = 納税義務者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族)

2 給付額

定額減税しきれないと見込まれる額(①と②の合計額を1万円単位で切り上げ)を支給します。
なお、迅速な支給を行うため、令和6年分の所得税額は令和5年の所得・扶養状況から推計して、給付額を算出します。

- ① 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額 (①<0の場合は0)
- ② 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額 (②<0の場合は0)



例: ①+②=11,000円の場合、20,000円が給付されます(1万円単位で切り上げ)

※令和6年分所得税額等が確定後、給付額に不足が生じた場合は、令和7年中に追加給付予定です。

3 手続 (対象者の状況により手続方法が異なります)

	対象者数	手続	書類発送	振込開始時期
(1) 公金受取口座を登録している方	約 28 万人	不要 (振込先口座に変更がない場合)	「支給のお知らせ」を 7月22日(月)から 順次発送	8月19日(月) から順次
(2) 公金受取口座を登録していない方	約 25 万人	振込先口座等を 記入し、必要書 類とともに返送	「確認書」を 7月23日(火)から 順次発送	受付後、おお むね1か月後

※公金受取口座を登録していても、「支給のお知らせ」ではなく「確認書」が送付される場合もあります。

4 申請受付期間

令和6年7月24日(水)～ 令和6年10月25日(金)【必着】

裏面あり

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)

1 対象世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で横浜市に住民登録があり、令和5年度は個人住民税所得割課税世帯で、令和6年度の個人住民税が新たに「非課税」又は「均等割のみ課税」となった世帯。

ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、支給対象外です。

【重要】 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年度(7万円・10万円))の支給要件を満たしていた世帯は、受給の有無にかかわらず支給対象外です。

2 給付額

1世帯当たり **10万円**

お子さん1人当たり **5万円**を加算(こども加算)

※対象世帯のうち18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)のお子さんを対象に加算します。

なお、基準日の翌日から令和6年10月31日までに生まれたお子さんも対象となり、申請が必要な場合があります。

3 手続 (世帯の状況により手続方法が異なります)

要件	手続	書類発送等	振込開始時期
(1) 世帯主が、 公金受取口座を <u>登録している</u>	不要 (振込先口座に 変更がない場合)	「支給のお知らせ」を 7月24日(水) から順次発送	8月19日(月) から順次
(2) 世帯主が、 公金受取口座を <u>登録していない</u>	振込先口座等を 記入し、 必要書類 とともに返送	「確認書」を 7月24日(水) から順次発送	受付後、おお むね1か月後
(3) 令和5年1月2日以降に、 市外から転入した方を含む世帯	申請書入手し て振込先口座等 を記入し、 必要書 類とともに郵送	7月24日(水) 以降、 コールセンターもしく は各区申請サポート窓 口等で申請書入手	
(4) 令和6年6月3日以降に、 税申告の修正等で対象となった世帯			
(5) その他、対象要件を満たしているが、 横浜市から通知が届いていない世帯等			

※公金受取口座を登録していても、「支給のお知らせ」ではなく「確認書」が送付される場合もあります。

4 申請受付期間

令和6年7月24日(水)～令和6年10月25日(金)【必着】

※基準日の翌日から令和6年10月31日までに生まれたお子さんの申請については、**令和6年10月31日(木)【消印有効】**まで

給付金に関するお問合せ

給付金コールセンター

- ・電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）
外国語（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語）に対応
- ・受付時間：9時～19時まで（土日祝を除く）
7月27日・28日、8月3日・4日は土日も対応
- ・FAX番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）
- ・メールアドレス：support@yokohama-kyufu.jp

申請サポート窓口

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を開設しています。

- ・開設期間：令和6年10月31日（木）まで
- ・受付時間：9時～17時まで（土日祝を除く）
（12時から13時の間は、昼休憩のため窓口を閉鎖します。
ただし、状況により閉鎖時間が前後する場合があります。）

各種給付金のお知らせ(給付金特設ページ)

給付金に関する制度や申請手続の詳細等については、給付金特設ページをご参照ください。

- ・給付金特設ページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/kyuhukin/kakusyu-kyufukin.html>

横浜市 給付金

検索



お問合せ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 鈴木 稔 Tel 045-671-4696